

令和5年度

標茶町労働者生活安定資金 貸付制度のご案内

標茶町内に在住し働いている方を対象に、生活の安定と福祉の向上を目的としている貸付制度です。



対象者 ※次の全ての要件を満たす者

1. 現在標茶町に住所を有し、現に標茶町に居住している者
2. 前年の総収入が150万円以上～700万円以下である者
3. 勤務期間が1年以上である者
4. 町税を完納している者、または納入を約束している者

※上記条件のほか、貸付にあたっては**金融機関の審査**があります

限度額・期間

1人70万円以内・5年以内



融資利率

年1.3%（自己負担）

※特に自動車ローン、教育ローン、多目的ローンの利率に比べ、当資金が有利な条件とことがありますので、積極的な活用をご検討ください。

※申込の際、北海道勤労者信用基金協会の保証（保証料）が必要です。
約定期間内に返済を完了した場合、保証料は町が全額補助します。

資金使途

医療、教育、慶弔、災害、福利厚生、その他一般生活資金



申込先・取扱金融機関

北海道労働金庫釧路支店

〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 電話 0154-23-0511

問い合わせ

標茶町役場 観光商工課商工労働係（2階⑩番窓口）
電話 015-485-2111（内線251・253）

季節労働者を対象とした制度もあります！